

令和4年度 三河港関連事業計画等説明会

三河港振興会からのお知らせ



三河港振興会

- 1. 三河港振興会について**
- 2. 令和4年度インセンティブ制度について
(コンテナ・自動車・蒲郡地区)**
- 3. 令和4年度活動状況及び今後の予定**

1. **三河港振興会について**
2. 令和4年度インセンティブ制度について
(コンテナ・自動車・蒲郡地区)
3. 令和4年度活動状況及び今後の予定

1.三河港振興会について



三河港振興会は、東三河地域臨海部の行政、経済界、企業・団体等で構成される港湾振興のための活動を行う任意団体

1. 目的

- 三河港の港湾機能の整備促進、施設及び運営の円滑化と充実を図り、三河港の総合的な発展に資すると共に、地域産業の振興発展に寄与すること。

2. 事業

- 港湾振興のための調査・研究に関すること。
- 港湾計画の促進に関すること。
- 港湾施設の整備・充実に関すること。
- 港湾及び施設等の利用促進に関すること。
- 三河港の管理・運営に係わる研究に関すること。
- その他、目的達成のために必要な事業。

3. 組織

会 長：豊橋市長

副会長：豊川市長、蒲郡市長、田原市長、

豊橋商工会議所会頭、豊川商工会議所会頭、蒲郡商工会議所会頭、田原市商工会会長

会 員：約160企業・団体

1. 三河港振興会について
2. **令和4年度インセンティブ制度について
(コンテナ・自動車・蒲郡地区)**
3. 令和4年度活動状況及び今後の予定

2-1. 令和4年度インセンティブ制度について①



三河港振興会では、三河港の利用促進のためにインセンティブ制度を設けています。

コンテナ関係 インセンティブ制度

【制度の目的】

三河港におけるコンテナ貨物の集荷促進を目的として実施する

【制度名】

- ・三河港輸出入コンテナ助成金制度
- ・三河港コンテナ物流トライアル助成金制度

自動車関係 インセンティブ制度

【制度の目的】

三河港の自動車輸入の拡大や魅力向上、ハブ機能の強化など世界を代表する自動車港湾として発展し続けることを目的として実施する

【制度名】

- ・三河港輸入自動車助成金制度
- ・三河港横持輸送輸入自動車助成金制度
- ・三河港工場訪問型自動車購入モニター助成金制度
- ・三河港トランシップ自動車助成金制度
- ・新規輸入EV等低環境負荷助成金助成金制度 **New**

2-1.令和4年度インセンティブ制度について②



三河港振興会では、三河港の利用促進のためにインセンティブ制度を設けています。

蒲郡地区関係 インセンティブ制度

【制度の目的】

三河港蒲郡地区において輸出入及びトランシップを行う事業者に対し、その経費の一部を助成することにより、三河港蒲郡地区の貿易活動の拡大に寄与することを目的として実施する

【制度名】

- ・三河港蒲郡地区自動車・木材等助成金制度

コンテナ関係 インセンティブ制度について

2-2.令和4年度 三河港輸出入コンテナ助成金制度①



対象荷主

①新規荷主

- 三河港の外貿定期コンテナ航路及び国際フィーダーコンテナ航路を利用して新たに輸出入を行う荷主

新規荷主は、交付開始年度から・・・

最大 **3 年度間**

継続補助！

こんな荷主も新規荷主扱いとなります！

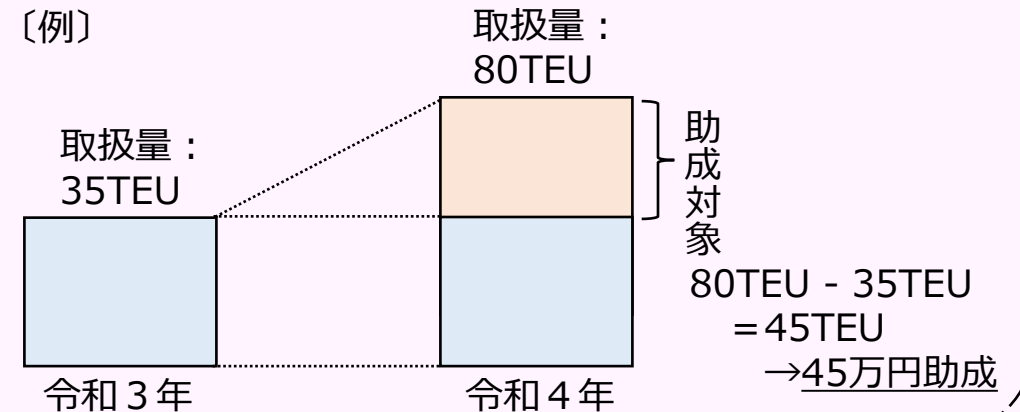
- 他港から三河港へ 切り替えて 輸出入を行う荷主
- 今までに取引がない 港を使って 輸出入を行う荷主

※ただし、新規荷主扱いをするのは当該新規貨物分のみ

②継続荷主

- 三河港の外貿定期コンテナ航路及び国際フィーダーコンテナ航路を利用した前年の輸出入が 30TEU以上 で、当該年の輸出入が 前年よりも 1 TEU以上上回った 荷主

〔例〕



フォワーダー（貨物利用運送事業者）も対象となります！

2-2.令和4年度 三河港輸出入コンテナ助成金制度②



助成額

1 TEUあたり10,000円

または・・・

以下に該当するものは、**1 TEUあたり15,000円に！**

5,000円の上乗せ！

- ・ 愛知県外でバンニングまたはデバンニングしたコンテナ貨物
- ・ 農林産物(野菜、果物、木材等)(※)のコンテナ貨物（輸出の場合のみ）

(※) 財務省貿易統計の輸出統計品目表において第2部第7類、第8類及び第9部第44類に分類されるもの

上限

最大100TEU/年度まで助成

その他

- ・ 迅速な審査・経理処理により申請から約1週間～10日程度で入金可能です！

2-3.令和4年度三河港コンテナ物流トライアル助成金制度

対象事業

次に掲げる要件を全て満たす事業。

- ① 三河港の定期航路を利用し、荷主にとって新たな貨物の輸出入または荷主にとって新たな仕向港もしくは仕出港との輸出入。
- ② 三河港の定期航路の利用により、貨物量の増加、コスト・リードタイムの削減、環境負荷低減、BCP対応等物流面の改善が見込まれること。
- ③ 三河港の定期航路の本格利用後のコンテナ取扱量が、年間50TEU以上見込まれること。
ただし、以下の事業については、年間50TEUに満たない場合も対象とする。
 - ア.農産物・林産物の輸出に関する事業
 - イ.インドネシア・タイ・ベトナム・マレーシア発着貨物に関する事業
- ④ 金属くず・再利用資源を除くコンテナ貨物であること。

助成内容

助成額：1荷主あたり最大100万円

対象費用：トライアル輸送に要する経費（1荷主あたり3回の輸出入まで）
（国内輸送費、輸出入に係る諸手続き費用、通関等諸費用、国内荷役費用、海上運賃）



2-4.コンテナ物流トライアル助成金制度の活用事例

令和3年度における活用事例は以下のとおりです。

企業	取扱貨物	事業	背景・目的	効果	今後の利用見込
A社	再生可能エネルギー 原材料	輸入	コスト・オペレーションの検証 (自社発電所までの国内輸送コストの検証)	既存ルート変更による コスト・リードタイム削減	有
B社	食品・酒・日用品	輸出	オペレーション・リードタイムの検証 (市内バンニング作業でのリードタイムの検証) 災害時の代替輸送体制の構築 物流拠点の分散化	既存ルート変更による コスト・リードタイム削減 物流拠点分散化に伴う物流効率化 代替輸送方法確立による事業継続性の確保	要検討
C社	パレット・トレー等	輸入	コスト・リードタイムの検証 (空容器返却便として利用した際のコスト・ リードタイムの検証)	既存ルート変更による コスト・リードタイム削減	要検討



三河港振興会では、上記活用事例のように、トライアル助成金制度を利用し、三河港を試行的に活用していただき、**荷主様の物流の効率化等についてサポート**しています。



自動車関係 インセンティブ制度について

2-5.令和4年度 自動車関係 インセンティブ制度について

三河港で完成自動車を輸入される企業様に対し、様々な助成金制度を用意しています。

三河港輸入自動車助成金制度（神野・明海地区）

【内容】

三河港で新たに自動車の輸入を行う、正規輸入代理店や自動車メーカーの日本現地法人に対し輸入台数に応じて助成します。

【助成額（1台あたり）】

乗用車 1,000 円（上限5,000 台）
トラック・バス 5,000 円（上限200 台）

三河港トランシップ自動車助成金制度（神野地区）

【内容】

神野地区で行う完成自動車のトランシップに対して助成します。
（300 台以上。荷役される自動車の全てをトランシップする場合のみ）

【助成額（1台あたり）】

400 円（上限 1 入港あたり1,000 台）

令和4年度分は
終了しました

三河港横持輸送輸入自動車助成金制度

【内容】

神野地区及び明海地区に新車整備拠点を開設しているインポーターが、東三河地域にある別地区のモータープールに輸入自動車を蔵置する場合に助成します。

【助成額（1台あたり）】

1,000 円（上限3,000 台）

新規輸入EV等低環境負荷自動車助成金制度 New!

【内容】

環境負荷の少ないEV 等（BEV またはFCV）を輸入するインポーターに対して、EV 等の輸入台数に応じて助成します。

【助成額（1台あたり）】

1,000 円（上限3,000 台）

※上記の他、神野地区・明海地区の自動車整備工場で納車式を行った際に、納車式の費用やオーナーの旅費を助成する制度もあります。

蒲郡地区関係 インセンティブ制度について

2-6.令和4年度 蒲郡地区関係インセンティブ制度について

三河港蒲郡地区で輸出入を行う企業様に対し、以下の助成制度を用意しています。

三河港蒲郡地区自動車・木材等助成金制度

【内容】

三河港蒲郡地区で、自動車又は木材の輸出入を行う事業者、及び自動車のトランシップを行う事業者に対し、自動車の輸出入台数、木材の輸出入容量及びトランシップ船の着岸回数に応じて助成します。

【助成額】

完 成 自 動 車	1台につき1,000円（新規の荷揚げの場合は1台目／月から。継続荷主の場合は7,000台／月を超える数量を対象とする）
中 古 自 動 車	1台につき500円（新規の荷揚げの場合は1台目／月から。継続荷主の場合は500台／月を超える数量を対象とする）
木 材	1m ³ につき200円（新規の荷揚げの場合は1m ³ ／月から。継続荷主の場合は3,000m ³ ／月を超える数量を対象とする）
トランシップ	自動車トランシップ船1隻につき20万円（三河港への入港にあたり、最初の着岸が三河港蒲郡地区であること、など）

その他インセンティブ³制度に 関するお知らせ

2-7. インセンティブ制度に関する注意点



- ・ 助成金の交付には審査があります。
過去の申請状況や書類の内容上、交付できない場合があります。
交付の対象になるのかなどについては、三河港振興会事務局までお問い合わせください。
- ・ 各助成金に予算を設けていますので、申請状況により、
年度の途中でも申請受付を終了する場合があります。
受付終了の場合は、三河港振興会ホームページにあります
各種助成金のページに掲載します。
また、予算の状況について知りたい場合は、三河港振興会事務局へお問い合わせください。



2-8. インセンティブ制度に関する問い合わせ先

インセンティブ制度に関する問い合わせ先は以下のとおりです。
ホームページにも情報を掲載していますので、そちらもご確認ください。

○インセンティブ制度の問い合わせ先

三河港振興会事務局

所在地：豊橋市神野ふ頭町3-29

ポートインフォメーションセンター2階

Tel：【コンテナ関係】0532-34-0130

【自動車関係】0532-34-3710

E-mail：mppa@swan.ocn.ne.jp

【蒲郡地区関係】0533-66-1152



○三河港振興会ホームページ（インセンティブ制度）



三河港振興会ホームページのトップページから
赤で囲ってあるボタンより
各インセンティブ制度のページへアクセスできます。
申請書もダウンロード可能です。

右記QRコードからも
アクセス可能です。 →



1. 三河港振興会について
2. 令和4年度インセンティブ制度について
(コンテナ・自動車・蒲郡地区)
3. **令和4年度活動状況及び今後の予定**

3-1. 令和4年度 活動状況



○会議等

令和4年4月25日 三河港振興会定時総会開催
4月25日 コンテナ委員会開催
4月28日 自動車港湾委員会開催

○要望活動

令和4年4月11日 三河港整備促進要望活動を実施（愛知県）
5月16日 三河港整備促進要望活動を実施（中部地方整備局）

○インセンティブ制度

コンテナ委員会及び自動車港湾委員会での承認後、各制度の実施

○その他

- ・ 荷主及び海貨業者等へのヒアリングの実施
 - ・ 港湾の利用促進のための検討
- 等

3-2. 令和4年度 今後の予定



○要望活動

令和4年7月下旬頃 三河港整備促進要望活動を実施予定（国土交通省）
10月頃 三河港整備促進要望活動を実施予定
（自由民主党愛知県議団県土整備促進議員連盟）

○コンテナ関係

令和4年秋頃 三河港ポートセミナー実施予定
その他 随時、荷主等への企業ヒアリングを軸にコンテナ貨物の集荷策の検討・実施

○自動車関係

令和4年7月18日 三河港モーターショーの開催（豊橋みなとフェスティバル2022内）
その他 随時、インポーター等への企業ヒアリングを軸に自動車港湾としての更なる発展
に向けた施策の検討の実施

○その他

- ・ PORT OF MIKAWAの発行
- ・ 各種勉強会への参加 等

※なお、状況により予定が変更となる場合がありますので、予めご承知おきください。

ご視聴ありがとうございました



三河港振興会

最新の情報はホームページをチェック！

URL <https://www.port-mikawa.jp/>

三河港振興会HP
QRコード

